

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

交際費等の損金算入に関する明細書

①

御注意

1 「2」欄には、期末の資本金の額又は出資金の額が、(1) 1億円以下の法人(2)に該当するものを除きます。にあつては「六〇〇万円」に当期の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を記載し、(2) 1億円以下の法人のうち、資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法人税法第66条第6項第2号に掲げる法人又は1億円超の法人にあつては「0円」と記載します。

2 「支出交際費等の額の明細」は科目にとらわれず交際費等に該当するものすべてを記載してください。

3 租税特別措置法第61条の4第3項第2号の飲食等の費用について同号の規定を適用する場合には、租税特別措置法施行規則第21条の18の4に規定する書類を保存する必要がありますので御注意ください。

支出交際費等の額 (7の計)	1	円	損金算入限度額 (1)と(2)のうち少ない金額 $\times \frac{90}{100}$	3	円
定額控除限度額 (0円又は600万円) $\times \frac{1}{12}$	2		損金不算入額 (1) - (3)	4	
支出交際費等の額の明細					
科 目	支 出 額	円	交際費等の額から 控除される費用の額	円	差引交際費等の額
			5		6
交 際 費					
計					